

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和5年4月20日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、抗原検査及び無料PCR検査について、「医学的に無意味な抗原検出や遺伝子検出行為を、あたかも病原体検査であるかのようにして」、業者に「多額の公金を流し込む仕組み」であり、「「検出」を「検査」と呼び替え」、行政がその立場を利用して「医薬品、医療機器の性能・効能を「行政」という権威が保証したと誤解させる印象操作をおこなった」ことは、医薬品等の誇大広告等を禁じた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第66条第1項及び第2項に違反しており、

「違法行為に多額の公金をつぎ込むことによって、偽装感染症を発生させ」、経済的損失や健康被害が生じたと主張している。

また、医師の発生届について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく名称が記載されていないHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）による発生届は、感染症法に規定された要件を満たしておらず、これを厚生労働大臣に報告することは違法行為であり、違法な発生届に基づいて国から県に配分された予算を使って「過剰な感染症対策が行われた」と主張している。

そして、その結果として「実体のない感染症のまん延が演出され」、「その結果、人権侵害と有害なワクチン接種の接種勧奨が行われた」が、「この状態を放置すれば、病原体検査ではないPCRによる遺伝子検出や抗原検出による陽性者が、新型コロナウイルス感染症の患者として扱われる社会が持続する」として、「違法な手段で国から予算を獲得する行為や、発生の実体のない人権侵害を伴う感染症対策は不法行為であるので、これらの違法行為を直ちに停止し、違法行為に加担した業者、偽装感染症に基づく感染症対策に関係した予算配分を受けた医療機関、検査機関等から公金を返却させるよう求めている。

しかしながら、PCR検査や抗原検査の実施を含む新型コロナウイルス感染症対策は、国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同法第18条第1項の規定に基づき、講ずべき対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針として基本的対処方針を定めて実施しているもので、地方公共団体は、同法第3条第4項の規定により、国の基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有するとされており、請求人が違法であると主張する行為はいずれも地方公共団体の責務とされているもので、無料PCR検査及び抗原検査を実施したことが合理性を欠いているとは言えず、よって、財務会計上の行為（公金の支出）が違法又は不当である理由を具体的に摘示しているとは認められない。

また、新型コロナウイルス感染症に係る医師の発生届については、感染症法第12条第1項第1号において、医師は「新型インフルエンザ等感染症」の患者を診断したときは知事に届け出なければならないと規定され、同法第6条第7項第3号において、この「新型インフルエンザ等感染症」の一類型として「新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）」が定義されており、医師の発生届が感染症法に規定された要件を満たしていないとの請求人の主張には根拠がなく、よって、財務会計上の行為（公金の支出）が違法又は不当である理由を具体的に摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。